

三重の食と農の活力向上推進条例(仮称)等の策定について

別添1-1

制定に向けての背景

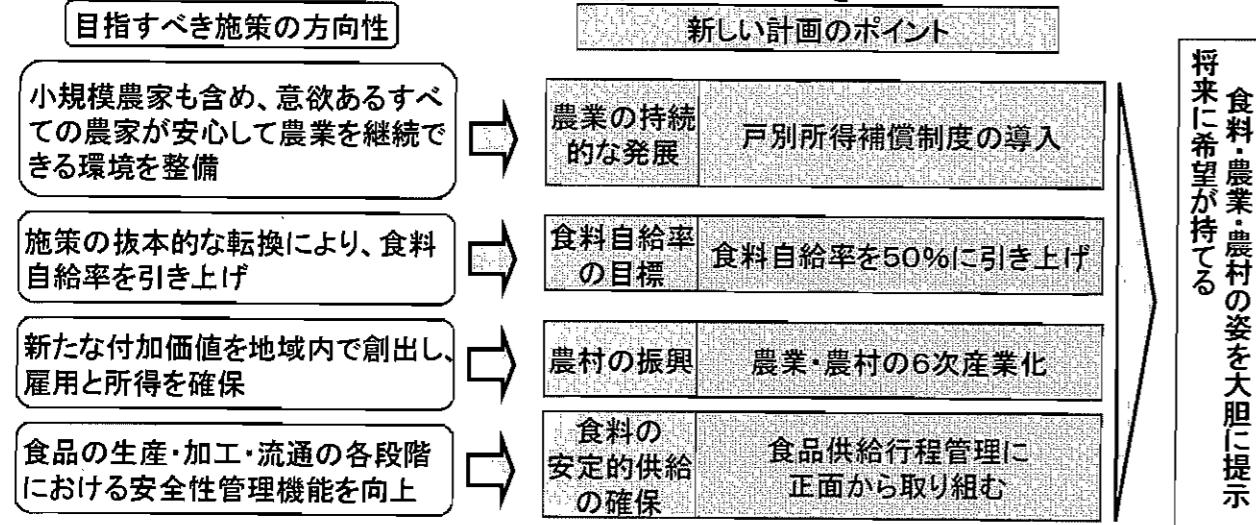
- ◆ 本県農業では、農業従事者の高齢化が急速に進んできており、このまま単純に推移すると、10年後には、1/4の農地で耕作者の確保が困難な状況に陥ることが予測され、耕地利用率は65~80%、農業産出額は現状の1,236億円から、850~1,000億円程度まで低下することが予測される。
- ◆ 国においては、平成22年度から新たに米の戸別所得補償制度をモデル的に実施するとともに、新たな食料・農業・農村基本計画が策定されたことから、これに的確に対応していく必要がある。
- ◆ 地域主権の確立に向けた取り組みが進められるなか、地域に密着した産業である農業に関する政策については、地方が主体的に構築し、推進していく必要がある。
- ◆ 今後は、WTOなどグローバル化の進展のなかで、農業経営を取り巻く状況は一層厳しくなることが予測されるため、農業従事者の確保など持続的な農業を確立していくためには、農地をはじめとする地域の農的資源を最大限に有効活用できる体制を構築するとともに、農業の収益力の向上をより一層加速していく必要がある。

農業生産が持続的に展開される地域構造の確立が至上命題

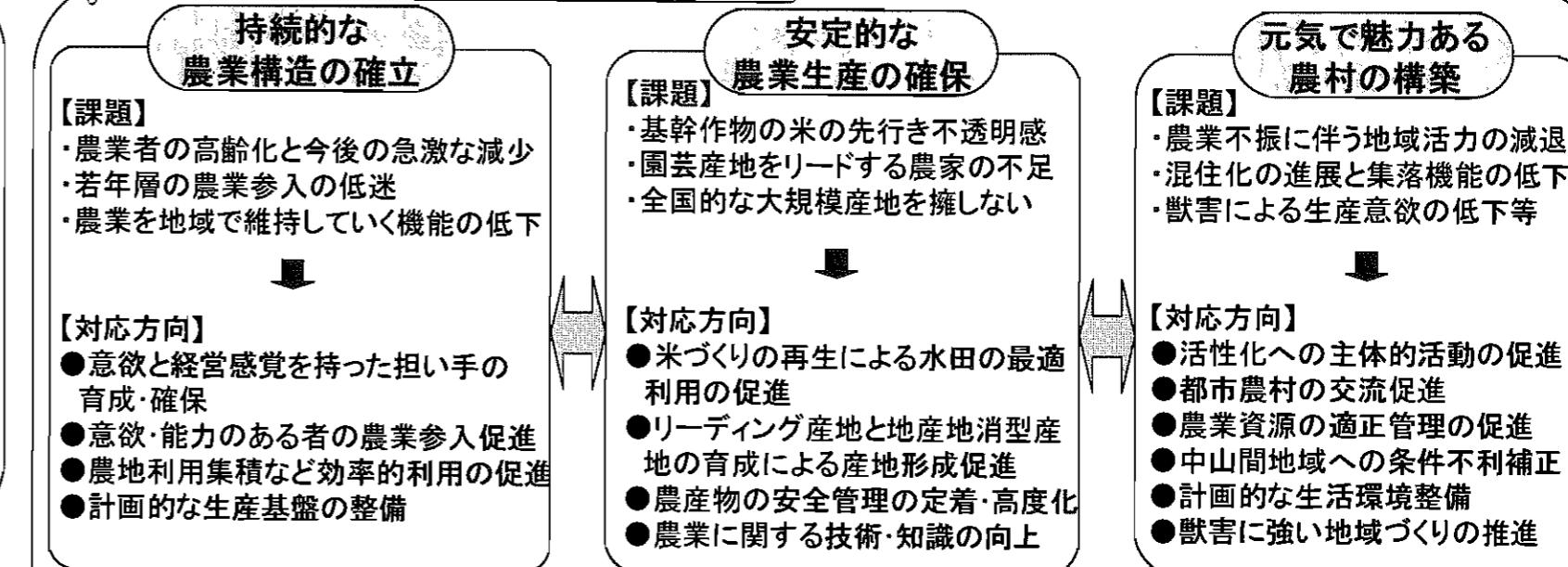
制定の目的

- ◆ 農業及び農村の持続的な発展と食料自給力の向上を図るため、県の責務と関係者等の役割を明らかにし、農業・農村の振興の基本的施策を定める。
- ◆ 概ね十年を期間とする中長期的な基本計画を策定することにより、農業の目指すべき姿とその実現への道筋を明らかにしていく。
- ◆ 安全・安心農業を農業生産の基本にするとともに、「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」、「三重ブランド」等の認定制度、食育や地産地消などの具体的な取り組み方針を明らかにしていく。
- ◆ 持続的な農業・農村の実現を目指し、地域の農的資源を最大限に有効活用できる体制の構築と農業の収益力の向上の取組促進を図り、農村地域の新たな活力向上につなげていくため、新たな推進手法を定め、県及び市町、関係機関が連携して、地域の意欲ある取組を引き出していく。（農業再生・農村地域革新の推進）

【国の新しい食料・農業・農村基本計画のイメージ】

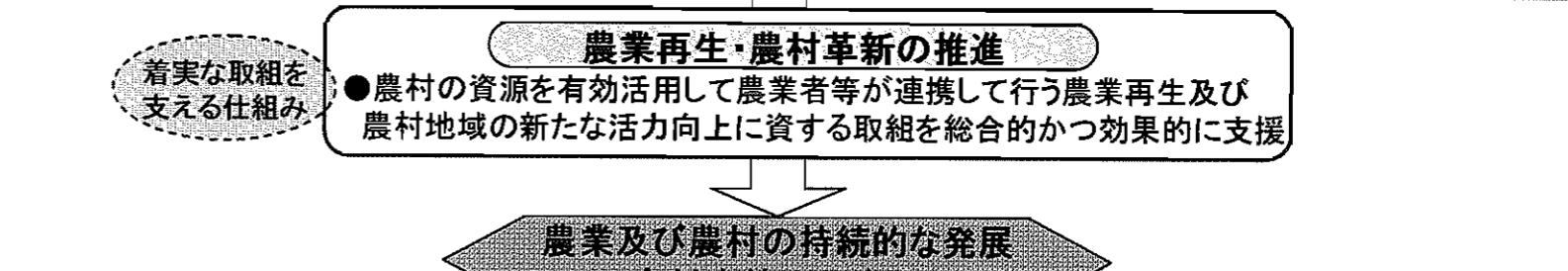


条例の策定に際しての考え方(案)

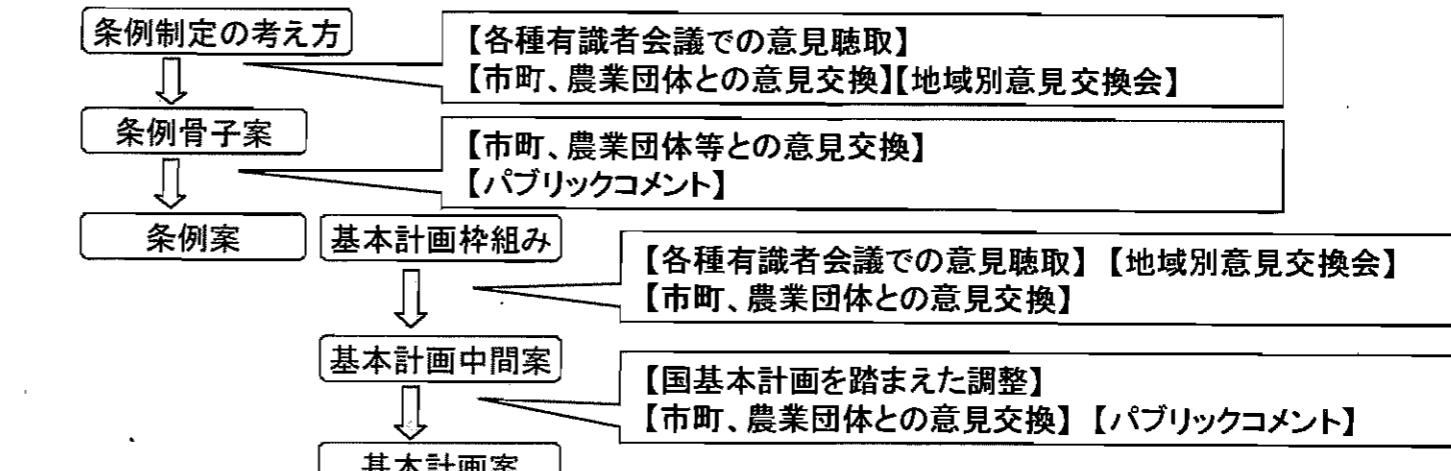


農を起点とした新たな価値の創造

- 【課題】**
- ・需要構造変化や低価格志向等による農産物価格の低迷
 - ・資材価格の上昇など生産コスト削減の限界感
 - ・ICT活用など多様な販売チャネルへの対応
- 【対応方向】**
- 農業の収益性向上を図る農業者の主体的取組の促進
- （農商工連携、6次産業化、産消連携、輸出 等）



制定の手順(案)



※ 国の「食料・農業・農村基本計画」は、平成22年3月30日閣議決定

三重の食と農の活力向上推進条例(仮称)(案)

1. 総則

目的

- ・農業及び農村の持続的な発展
- ・食料自給力の向上
- を図るため、施策の基本となる事項を定めるとともに、これを効果的に推進することにより、
- ・安全で安心な食、農業・農村の多面的機能を安定的に享受できる環境を確保するとともに、
- ・地域経済の健全な発展に資することを目的とする。

県の責務と関係者の役割等

- ◆県の責務
 - ・農業・農村施策の策定と計画的な実施
 - ・市町、農業者等の関係者と連携・協働
 - ・農業者等の主体的な努力を支援
- ◆農業者等の取組
 - ・農業・農村振興への主体的な取組の努力
 - ・安全・安心農業生産への取組の努力
- ◆県民の役割
 - ・農業・農村に関する理解を深め、県の施策に協力するよう努める
- ◆財政上の措置
 - ・県は、施策実施に必要な財政措置に努める
- ◆推進体制の整備
 - ・県は、施策を計画的に推進する効率的な体制を整備する

2. 農業及び農村の振興に関する基本的施策

安定的な農業生産の確保

- ◆農業生産の振興
 - ・農産物の安定的な生産に資する水田の最適利用及び産地の形成の促進
 - ・農産物の安全性及びその安全性に対する信頼を確保するための安全管理の定着及び高度化の促進

持続的な農業構造の確立

- ◆担い手の育成及び確保
 - ・農業者等の育成及び確保のための経営の規模拡大及び多角化等の促進
 - ・農業への参入促進のための技術及び経営方法の習得機会、農地情報の提供
- ◆農地の安定的利用等
 - ・農地の確保及び安定的利用のための農地利用集積、遊休農地の利用等の促進
 - ・農業生産の安定及び効率化のための生産基盤の計画的な整備促進

元気で魅力ある農村の構築

- ◆農村の活性化
 - ・農業者等の主体的な活動及び都市農村交流促進、生活環境の計画的整備
 - ・農業及び農村の有する多面的機能の維持増進のための適切な管理の促進
 - ・中山間地域等の農業生産維持のための生産条件の不利補正に係る措置等
- ◆鳥獣による被害の防止
 - ・農産物の被害防止のための人材育成、被害防止策の開発及び普及

農を起点とした新たな価値の創造

- ◆農業の持続及び農村の活性化に資する収益性向上を図るための取組の促進
 - ・農業者等及び食品産業事業者その他関係者が連携した商品開発、需要開拓等の取組
 - ・農業者等が農産物の生産及び加工又は販売を一体的に行う取組
 - ・農業者等及び消費者が直接的なつながりを持って行う取組
 - ・農業者等が自ら又は食品産業事業者等と共同して、農産物等を輸出する取組等

3. 基本計画の策定

10年程度を見通し、概ね5年毎に見直す 【主な内容例】・基本的な方針・主要目標・その他必要な事項

4. 安全・安心農業生産の振興

安全・安心農業生産の推進

- ◆環境に配慮した持続可能な生産方式による安全で安心な農産物生産の取組を促進するため、「生産推進方針」を策定する
- ◆県は、安全・安心農業に関する生産技術の指針を策定し、技術的な支援を行う
- ◆県は、安全・安心農業の理解促進を図る

みえの安心食材表示制度

- 「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」を実施する
- 県は、安心食材の周知に取り組む



三重ブランド認定制度

- 「三重ブランド認定制度」を実施する
- 県は、三重ブランドの周知に取り組む



みえ地物一番登録制度

- 「みえ地物一番登録制度」を実施する
- 「みえ地物一番の日」を設け、毎月第三日曜日とその前日とする
- 県は、みえ地物一番の周知に関連事業者と連携して取り組む



5. 食育の推進

基本方針

- 家庭、学校など様々な機会・場所で展開
- 適切な判断に基づく健全な食生活の実践
- 伝統的食文化の継承

活動の展開

- 県民は、様々な機会・場所で活動に努める
- 県は、食育の意義の普及及び関係団体と連携して食育推進活動を支援する

学校における推進

- 学校の設置管理者は、学校給食や教育活動などの場において食育の推進に努める

6. 農業再生・農村革新の推進

農業再生・農村革新

- 農地などの農村の資源を有効に活用して、農業者等が連携して行う農業の再生と農村地域の新たな活力向上に資する取組を総合的・効果的に支援する

農業再生・農村革新プランの策定

- 農村地域団体(集落、産地等)は、市町の基本構想やその他農振に関する計画に整合した農業再生・農村革新プランを作成して、市町・県に提出することができる
- 県、市町は、農業再生・農村革新プランに基づく活動を支援する

推進体制

- 県は、市町と協議し、農業再生・農村革新の推進に関する協議会を設置するとともに、推進体制を整備する

農業再生・農村革新の基本的考え方(参考)

- 農家等に加え、必要に応じ地域住民の参画も得て取り組む
- 農地などの物的資源と知識などの人的資源など、地域の農的資源の総合的な活用に取り組む
- 多様な担い手による持続的な地域農業の展開を支える体制の構築や、農商工連携や6次産業化などの農業の収益性向上を図る取り組みなどを、地域の状況により様々な取り組みを組み合わせて展開する

農業再生・農村革新の仕組みイメージ(参考)

農村地域団体
(農村集落・産地等)

策定

【農業再生・農村革新プラン】

(記載内容例)
・農村再生等の基本方針
・農業構造、生産の改善目標
・収益性向上、地域活性化の目標
・目標達成の方策

提出

市・町

連携

県

策定段階からの支援

推進体制

(県段階又は市町段階の関係機関と識者等で構成)

実働組織として
支援チーム設置

【支援チーム】

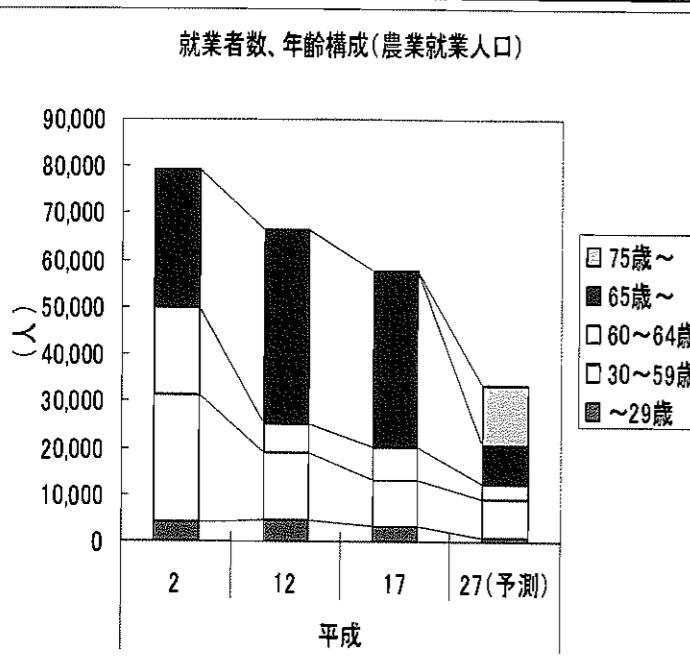
設置主体: 基本的に市・町(複数市町にまたがる場合等は県)
構成員: 市町、県、農協、改良区等の職員等
所掌: プランに基づく活動の支援

支援

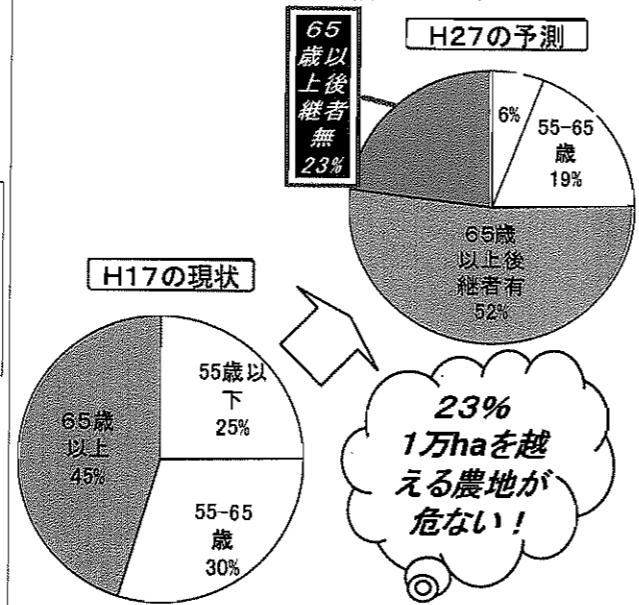
【支援措置】

- ・情報の提供、助言
- ・その他必要な支援

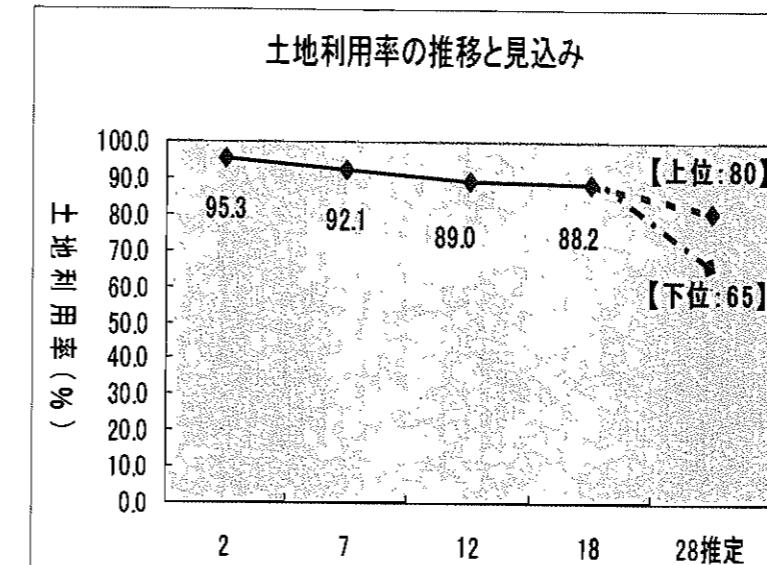
農業構造のトレンド



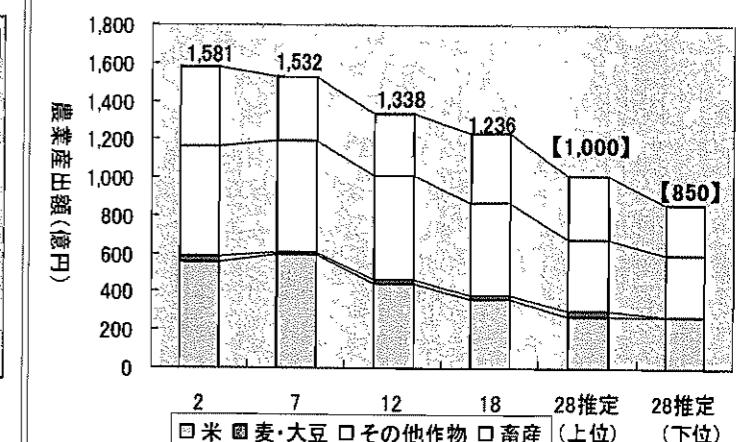
経営体年齢別の耕地シェア



農業生産のトレンド



農業産出額の推移と見通し



- 【農業構造】
- 農業就業者数は平成2年に比べて1/2以下に減少すると予測され、生産力の低下が懸念される。
 - 経営者の高齢化に伴い、農業の後継者がいない農家など、1万haを越える農地で耕作者の確保が困難になると予測される。
- 【農業生産】
- 耕地利用率は65~80%まで低下すると予測され、食料の安定供給が懸念される。
 - 農業産出額は、「米」を中心に減少し、850億~1千億円程度となることが予測され、農村活力の低下が懸念される。

(参考2) 農業関係条例の各道府県の策定状況

道府県名	条例の名称	制定時期	対象分野	主な内容				特徴的な制度・仕組み等
				前文	理念・責務	計画等策定	施策項目数	
北海道	北海道農業・農村振興条例	H 9	農業	○	○	○	11	○・道民理解の促進施策の実施のための基金を設置
青森県	青森県農林水産業を基幹とする産業振興に関する基本条例	H 13	農林水	○	○		6	
岩手県	農村の活性化に関する条例	H 17	農村	○	○		10	
宮城県	みやぎ食と農の県民条例	H 12	農業	○	○	○	9	
秋田県	秋田の農林水産業と農山漁村を元気づける条例	H 15	農林水	○	○		8	
山形県	山形県農業基本条例	H 13	農業	○	○		12	
福島県	福島県農業・農村振興条例	H 13	農業	○	○	○	11	
神奈川県	神奈川県都市農業推進条例	H 17	農業	○	○		12	
富山県	都市との交流による農山漁村地域の活性化に関する条例	H 15	農山漁村	○	○		12	○・重点地域、交流地域活性化センターの指定制度
長野県	長野県食と農業農村振興の県民条例	H 18	農業	○	○	○	15	
静岡県	静岡県民の豊かな暮らしを支える食と農の基本条例	H 17	農業	○	○	○	10	
愛知県	食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例	H 16	農林水	○	○	○	5	
滋賀県	滋賀県環境こだわり農業推進条例	H 15	農業	○	○	○		○・環境こだわり農産物の認定制度 ・環境こだわり農業の実施に関する協定制度
大阪府	大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例	H 19	農業	○	○		7	○・農業経営計画の認定、農空間保全地域の指定制度等 ・農薬等適正使用に関する仕組み(出荷禁止、勧告、公表)
兵庫県	食の安全安心と食育に関する条例	H 18	農林水	○	○	○	3	○・食の安全に関する仕組み(基準設定、勧告、命令、罰則) ・食品製造工程等の認定制度、県産食品の認証制度
島根県	しまね食と農の県民条例	H 19	農業	○	○	○	6	
徳島県	徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例	H 21	農林水	○	○	○	27	
福岡県	福岡県農業・農村振興条例	H 13	農業	○	○	○	11	
佐賀県	さがの食と農を盛んにする県民条例	H 17	農業	○	○	○	19	
長崎県	人と環境にやさしい長崎県農林漁業推進条例	H 15	農林水	○	○	○	3	○・農薬等適正使用に関する仕組み(出荷停止、勧告、公表)
大分県	おおいたの食と農林水産業振興条例	H 21	農林水	○	○	○	14	
鹿児島県	かごしま食と農の県民条例	H 17	農業	○	○	○	9	

□:条例制定道府県

国の「食料・農業・農村基本計画」の基本的な考え方についての新旧比較

主要項目	現行計画のポイント (H17.3月策定)		計画見直しの主なポイント	新たな計画のポイント (H22.3月予定)
	農業の持続的な発展	食料自給率の目標		
農業の持続的な発展	<p>1. 経営安定対策の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業の構造改革を加速化とともに、国際規律の強化にも対応し得るよう、品目別に講じられている経営安定対策を見直し、施策の対象となる扱い手を明確化した上で、その経営の安定を図る対策に転換 <ul style="list-style-type: none"> 水田作、畑作：品目横断的 野菜、果樹、畜産：品目別 		<p>扱い手に絞った対策から、意欲あるすべての農家の経営継続のための対策へ</p>	<p>1. 戸別所得補償制度の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国農業の持続的発展を図るために、意欲ある農業者を幅広く対象（米モデル事業では販売農家）とした戸別所得補償制度の導入により、農業者が農業を継続できる環境を整備
食料自給率の目標	<p>1. カロリーベースの食料自給率目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 10年後の目標は、実現可能な水準として45%を設定 45%が実現した次の段階として、5割以上の自給率の実現に向け、必要な条件整備を推進 <p>2. 生産額ベースの食料自給率目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産額ベースの食料自給率目標を新たに目標に設定（76%） 		<p>10年後に50%の目標を明確に設定</p>	<p>1. カロリーベースの食料自給率目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 10年後に50%まで引き上げる
多様な農業経営体の育成・確保	<p>1. 望ましい農業構造の確立に向けた扱い手の育成・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 認定農業者制度により、扱い手を明確化し、施策の集中・重点化 効率的かつ安定的な経営への発展が見込まれる集落営農組織も扱い手と位置づけ、法人化を推進 <p>2. 人材の育成・確保等</p> <ul style="list-style-type: none"> 就業形態や性別を問わず、新規参入を促進し、幅広い人材を確保 女性の参画、高齢者活動の促進 株式会社等のリース方式での参入を認める構造改革特区を全国展開 <p>3. 農地の有効利用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 扱い手への農地の利用集積 耕作放棄地の発生防止・解消のための施策の充実 		<p>扱い手育成から多様な経営体の育成へ</p> <p>集落営農の位置づけを拡大</p> <p>方向性に大きな見直しあり</p>	<p>1. 多様な農業経営体の育成・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての販売農家が戸別所得補償制度の対象 家族農業経営について、規模拡大や6次産業化を後押しし、認定農業者制度を活用して、競争力ある経営体を育成 集落営農を、①法人化等高度な経営展開をする組織、②扱い手不足地域の営農の受け皿組織、の2つの方向で育成・確保 法人経営の育成・確保について、6次産業化の取組などにより地域の雇用創出、地域の所得向上や活性化に貢献する観点から推進 <p>2. 農業への参入の促進等</p> <ul style="list-style-type: none"> 自営就農に加えて、雇用就農を新規就農の重要なルートと位置づけ 女性の参画、高齢者活動の促進 改正農地法により、農地の貸借規制や農業生産法人の出資規制の見直し等を活用し、企業やNPO等の多様な経営体の参入を促進 <p>3. 農地集積の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 扱い手への農地の利用集積 <p>4. 資金調達の円滑化</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営体への支援を「補助から融資へ」大胆な見直し
農村の振興	<p>1. 多様な経営発展の取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営の多角化・複合化など、経営発展に向けた取組を推進 農業と食品産業の連携の促進 <ul style="list-style-type: none"> 加工・外食用需要に対応した取組 食品産業関連の産学官の連携の形成 産地ブランドの振興等 バイオマス資源の利活用 <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物系バイオマスだけでなく、未利用バイオマスや資源作物の利活用を積極的に推進 農産物・食品の輸出の促進 <ul style="list-style-type: none"> 通年の販売促進 輸出ニーズに対応した産地づくり EPA等による輸出先国の市場アクセス改善等 <p>2. 農村の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市と農村の共生・対流 快適で安全な農村の暮らしの実現 <ul style="list-style-type: none"> 生活環境の整備や、高齢化に対応した医療・福祉等のサービスの充実、防災対策を推進 資源保全施策の構築 <ul style="list-style-type: none"> 農地・農業用水等を適切に保全管理するため、地域住民等が一体となり、農村環境の保全等にも役立つ効果の高い取組を促進 農村経済の活性化 <ul style="list-style-type: none"> 先進事例の全国への発信等の取組を通じ、地域の特色を活かした多様な産業を育成 中山間地域等では農業生産条件の不利の保全等を継続的に実施することにより、農村経済を活性化 		<p>経営改善取組の中で6次産業化を重視</p> <p>地域内での業種間連携に着目</p> <p>新ビジネスの展開や新産業の創出を重視</p> <p>方向性に大きな見直しあり</p>	<p>1. 農業・農村の6次産業化</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産・加工・流通（販売）の一体化による付加価値の拡大 <ul style="list-style-type: none"> 産地ぐるみの取組（複数チャネル、販売ロット拡大等） 農業者による取組（多角化等） 農業の生産性向上等 2次・3次産業による農業への参入 農業と2次・3次産業との融合による地域ビジネスの展開や新たな産業の創出 <ul style="list-style-type: none"> 農商工連携の推進 <p>・バイオマス等地域資源を活用した新事業の創出</p> <p>・再生可能エネルギーの推進 等</p> <p>2. 農村の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市と農村の交流等 集落機能の維持と地域資源・環境の保全 <ul style="list-style-type: none"> 農村コミュニティの維持・再生 <p>・農地・水・環境保全向上対策の検証</p> <p>・中山間地域等直接支払制度の継続・拡充</p> <p>・鳥獣被害対策の推進</p> <p>・農山漁村活性化ビジョンの策定</p>
食料の安定供給の確保	<p>1. 食の安全と信頼の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 原産地表示の推進やトレーサビリティの導入拡大 農業生産環境施策の導入 <ul style="list-style-type: none"> GAPを策定、各種支援策を受けるための要件化 環境負荷の大幅な低減へ向けたモデル的取組への支援 		<p>国が新たに、将来像・目標の明確化、施策推進方向の提示のためのビジョンを作成</p> <p>安全性の向上に向けて強化</p>	<p>1. 食品の安全性の向上と消費者の信頼の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品トレーサビリティの推進 HACCPの推進 農業生産行程管理（GAP）の推進